１　長径３センチメートル未満　2,820点
２　長径３センチメートル以上　11,160点
Ｊ０４４　顎骨嚢胞開窓術　2,040点
Ｊ０４５　口蓋隆起形成術　2,040点
Ｊ０４６　下顎隆起形成術　1,700点
注　両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。
Ｊ０４７　腐骨除去手術
１　歯槽部に限局するもの　600点
２　顎骨に及ぶもの
イ　片側の３分の１未満の範囲のもの　1,300点
ロ　片側の３分の１以上の範囲のもの　3,420点
Ｊ０４８　口腔外消炎手術
１　骨膜下膿瘍、皮下膿瘍、蜂窩織炎等
イ　２センチメートル未満のもの　180点
ロ　２センチメートル以上５センチメートル未満のもの　300点
ハ　５センチメートル以上のもの　750点
２　顎炎又は顎骨骨髄炎
イ　３分の１顎以上の範囲のもの　2,600点
ロ　全顎にわたるもの　5,700点
Ｊ０４９　外歯瘻手術　1,500点
Ｊ０５０　歯性扁桃周囲膿瘍切開手術　870点
Ｊ０５１　がま腫切開術　820点
Ｊ０５２　がま腫摘出術　5,950点
Ｊ０５３　唾石摘出術（一連につき）
１　表在性のもの　640点
２　深在性のもの　3,770点
３　腺体内に存在するもの　6,550点
注　２及び３について内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。
Ｊ０５４　舌下腺腫瘍摘出術　5,990点
Ｊ０５５　顎下腺摘出術　9,670点
Ｊ０５６　顎下腺腫瘍摘出術　9,480点
Ｊ０５７　顎下腺悪性腫瘍手術　33,010点
Ｊ０５８　削除
Ｊ０５９　耳下腺腫瘍摘出術
１　耳下腺浅葉摘出術　27,210点
２　耳下腺深葉摘出術　34,210点
Ｊ０６０　耳下腺悪性腫瘍手術
１　切除　33,010点
２　全摘　44,020点
Ｊ０６１　唾液腺膿瘍切開術　900点
Ｊ０６２　唾液腺管形成手術　11,360点
Ｊ０６３　歯周外科手術（１歯につき）
１　歯周ポケット掻爬術　80点
２　新付着手術　160点
３　歯肉切除手術　320点
４　歯肉剥離掻爬手術　630点
５　歯周組織再生誘導手術
イ　１次手術（吸収性又は非吸収性膜の固定を伴うもの）　840点
ロ　２次手術（非吸収性膜の除去）　380点
６　歯肉歯槽粘膜形成手術
イ　歯肉弁根尖側移動術　600点
ロ　歯肉弁歯冠側移動術　600点
ハ　歯肉弁側方移動術　770点
ニ　遊離歯肉移植術　770点
ホ　口腔前庭拡張術　2,820点
注１　４及び５については、当該手術と同時に歯槽骨欠損部に骨代用物質を挿入した場合は、110点を所定点数に加算する。
２　５については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、根分岐部病変又は垂直性の骨欠損を有する歯に対して行った場合に、算定する。
３　区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療(Ⅰ)又は区分番号Ｉ０１１－２－２に掲げる歯周病安定期治療(Ⅱ)を開始した日以降に実施する場合は、所定点数（注１の加算を含む。）の100分の50に相当する点数により算定する。
４　簡単な暫間固定及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。
５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、４又は５について、レーザー照射により当該手術の対象歯の歯根面の歯石除去等を行った場合は、手術時歯根面レーザー応用加算として、60点を所定点数に加算する。
Ｊ０６３－２　骨移植術（軟骨移植術を含む。）
１　自家骨移植
イ　簡単なもの　1,780点
ロ　困難なもの　14,030点
２　同種骨移植（生体）　23,890点
３　同種骨移植（非生体）
イ　同種骨移植（特殊なもの）　24,370点
ロ　その他の場合　21,050点
注　骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｊ０６３－３　骨（軟骨）組織採取術
１　腸骨翼　3,150点
２　その他のもの　4,510点
注　２については、口腔内から組織採取を行った場合を除く。
Ｊ０６４　削除
Ｊ０６５　歯槽骨骨折非観血的整復術
１　１歯又は２歯にわたるもの　680点
２　３歯以上にわたるもの　1,300点
Ｊ０６６　歯槽骨骨折観血的整復術
１　１歯又は２歯にわたるもの　1,300点
２　３歯以上にわたるもの　2,700点
Ｊ０６７　上顎骨折非観血的整復術　1,570点
Ｊ０６８　上顎骨折観血的手術　15,220点
Ｊ０６９　上顎骨形成術
１　単純な場合　23,240点
２　複雑な場合及び２次的再建の場合　45,510点
３　骨移動を伴う場合　72,900点
注１　１について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。
２　３については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、先天異常の患者に対して行わ